6　国民保護措置の実施や情報の提供等に際して、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護に特に留意するとともに、国際人道法の的確な実施を確保する。

7　国民保護措置の実施や同措置に係る国民への協力の要請に当たっては、指定行政機関や地方公共団体等と相互に連携協力し、国民保護措置に従事する者や要請に応じて協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。

第２章　国民保護措置の実施体制等の確立

第１節　平素からの体制等の整備

1　防衛省における連絡調整・参集体制の整備

⑴　省内の連絡調整・参集体制の整備

①　主管部署の役割

統合幕僚監部運用部運用第１課及び同監部参事官付は、武力攻撃事態等における対処の一環として、防衛省における国民保護措置の主管部署として、省内各部局及び関係機関との間で連携協力しつつ、平素から以下のような措置を実施する。

ア　国民保護措置の実施に係る指定行政機関、地方公共団体その他の関係機関及び在日米軍との連携協力体制の整備の総合的な推進

イ　防衛省国民保護計画のうち、平素における措置の総合的な推進（アに係るものを除く。）

ウ　武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務実施手順の検討その他の準備措置の実施

エ　防衛省国民保護計画の適宜の見直し

オ　その他国民保護措置の実施に必要な事項

②　省内の各機関等における連絡調整体制の整備

各機関等における国民保護措置に係る主管部署の長（別紙１のとおり）は、各機関等内における国民保護措置に係る細部の事務分掌の整理、関係部署間の連絡調整態勢の構築その他必要な措置を実施する。

また、地方協力局地方協力企画課は、地方防衛局における国民保護措置に関する総合的な調整等を実施し、これに関し統合幕僚監部運用部運用第１課及び同監部参事官付と連携協力する。

③　隊員の非常参集態勢の整備

各機関等（部隊等を除く。）においては、国民保護措置の担当責任者（武力攻撃事態等において主管部署に臨時に配置される者を含む。）及びその代理となる者を指定し、統合幕僚監部運用部運用第１課に登録するとともに、必要な連絡がとれる態勢を保持する。統合幕僚監部運用部運用第１課は、各機関等から登録された担当者等の氏名、連絡先等のリストを作成し、相互及び各機関等の間で共有する。

また、各機関等の長は、それぞれの実情を踏まえ、交通の途絶や隊員又はその家族の被災等により隊員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等隊員の服務の基準に関し必要な事項も併せて定めるとともに、平素から隊員に周知し、徹底を図る。

総監等、協議会委員たる隊員（第２章第１節１⑵参照）が任命された部隊等の長、自衛隊地方協力本部長（以下「地方協力本部長」という。）その他武力攻撃事態等において国民保護措置に係る関係機関との連絡調整に関わることが予想される部隊等の長は、所要の要員をあらかじめ指定し、必要な連絡がとれる態勢を保持する。

⑵　関係機関との連携協力体制の確保等

①　中央における連携協力の実施

関係する指定行政機関との間で、防災のための既存の連携協力体制（連絡調整会議の開催、通信手段の確保、共同訓練の実施等）を活用しつつ、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況（広域にわたる避難・救援、ＮＢＣ攻撃による災害等。以下同じ。）にも対応できるよう留意しながら、情報交換や連絡調整のための会議が開催される場合その他必要に応じて国民保護措置に関する情報・意見交換を実施したり、防災関連の共同訓練の機会をとらえて国民保護措置の実施に係る共同訓練を実施する等、平素から密接な連携協力の実施に努める。

②　地方における連携協力体制の確保等

地方公共団体との間で、防災のための既存の連携協力体制（連絡調整会議の開催、通信手段の確保、共同訓練の実施等）を活用しつつ、武力攻撃事態等において予想される特徴的な状況にも対応できるよう留意しながら、次の措置を講じることにより、平素から連携協力体制の確保等に努める。

ア　総監等は、都道府県協議会及び市町村協議会の委員に任命された隊員（以下「協議会委員たる隊員」という。）を通じ、地方公共団体における国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターン作成・見直しについて、必要に応じ可能な限り協力を実施するとともに、その他適宜機会をとらえて、平素から地方公共団体との間で確認しておく事項（予想される武力攻撃災害の様相、国民保護措置の実施に係る連携要領や留意点（エの助言を含む。）等）についての情報・意見交換の実施に努める。（なお、隊員が協議会委員に任命されていない地方公共団体については、必要に応じ、総監等又はその指定する者が情報・意見交換の実施に努める。）

イ　部隊等の長は、連絡調整の実効性を確保するため、地方公共団体の自主的な取組みに協力して、要すれば協議会委員たる隊員を通じ、相互の情報通信システムの確認や在り方の検討、防災関連の共同訓練の機会を捉えた国民保護措置の実施に係る共同訓練の企画・実施等に努める。

ウ　地方協力本部長は、担当区域における地方公共団体との間で、情報・意見交換を行うよう努める。また、当該地方公共団体が部隊等との間で実施する情報・意見交換や共同訓練等に参加するとともに、当該地方公共団体から国民保護に係る連絡を依頼された場合には速やかに総監等との間の連絡調整を円滑にするために所要の協力をする等、平素からの連携協力に努める。

エ　地方防衛局長は、必要に応じてアの協力や情報・意見交換に努めるとともに、都道府県知事から、国民保護法第148条第１項の規定に基づき指定する避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る協力を求められた場合は、可能な範囲で技術的な助言を行う等の協力に努める。

また、地方防衛局は、実施部隊等の長から国民保護措置に係る関係機関との連絡協力を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項につき協力を求められた場合は、積極的にこれに協力をする。

2　国民保護措置の実施能力等の確保等

⑴　武力攻撃事態等における対処能力等の確保

防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の排除措置のみならず国民保護措置の的確かつ迅速な実施にも資するよう、以下の措置を講ずる。

①　各駐屯地・基地等における警備体制や消防その他の防災体制等を整備・確保するとともに、施設・設備を適切に管理すること等により、武力攻撃事態等における部隊等の活動拠点の保持に努める。